(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年三月二十九日
(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局宇都宮国道事務所

中国地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十七条第一項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定に基づき、公示する。
その関係図書は、中国地方整備局及び同局日野川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十八日　中国地方整備局長　林　正道
1　河川の名称　日野川水系日野川
2　河川管理施設の名称又は種類　日野川左岸堤防
3　河川管理施設の位置　米子市福市一二八二番一四地先から同市八幡四一五番三地先まで
4　管理を行う者の氏名及び住所
氏名　道路管理者　米子市長　伊木　隆司
住所　米子市加茂町一丁目一番地
5　管理の内容
(1)　道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
(2)　路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持
(3)　原則として道路専用施設に係る災害復旧
6　管理の期間　令和七年三月三日から道路の存続する日まで

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり公示する。
その関係図面は、中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。
令和七年三月二十八日　中国地方整備局長　林　正道
一　河川の名称　高津川水系白上川
二　廃川敷地等が生じた年月日　令和七年三月二十八日
三　廃川敷地等の位置　島根県益田市市原町イ三一九番二地先から同県同市同町イ三九四番二地先まで
四　廃川敷地等の種類及び数量　土地　七千八百十三平方メートル

公聴会

公聴会開催に関する公示

運輸審議会公示第２号
国土交通省設置法第23条の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催することとしましたので、運輸審議会一般規則第31条第１項の規定により公示します。
令和７年３月28日　運輸審議会

1　事案の件名
(1)　事案番号　令７第4001号
(2)　事案の種類　鉄道の旅客運賃の上限変更認可
(3)　申請者　西武鉄道株式会社
(4)　事案の内容
すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。
1　鉄道の普通旅客運賃
現行の運賃の上限を次のとおり変更する。
（単位：円）

	1円単位	10円単位
4キロまで	169	170
4キロを超え8キロまで	207	210
8キロを超え12キロまで	245	250
12キロを超え16キロまで	284	290
16キロを超え20キロまで	323	330
20キロを超え24キロまで	362	370
24キロを超え28キロまで	402	410
28キロを超え32キロまで	442	450
32キロを超え36キロまで	483	490
36キロを超え40キロまで	521	530
40キロを超え44キロまで	557	560
44キロを超え48キロまで	592	600
48キロを超え52キロまで	627	630
52キロを超え56キロまで	657	660
56キロを超え60キロまで	683	690
60キロを超え64キロまで	709	710
64キロを超え68キロまで	735	740